

戸田市 一時保育事業のご案内

戸田市議会 平成28年6月定例会
一般質問(真木大輔)
件名2 参考資料①

一時保育事業は、保護者の皆様の就労形態による一時的な保育需要及び疾病等による緊急時の保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

◎ 実施保育園

実施保育園	1日の定員	電 話	F A X
市立 新曽保育園	最大12名(年齢よみ村)	(442) 3100	(443) 6861
市立 笹目川保育園	最大12名(年齢よみ村)	(422) 2100	(422) 2105
市立 喜沢南保育園	最大 6名(年齢よみ村)	(443) 9341	(443) 6944
私立戸田公園駅前さくら草保育園	最大10名(年齢よみ村)	(430) 0115	(447) 5500
私立戸田駅前保育所	最大10名(年齢よみ村)	(447) 8860	(447) 8861
私立北戸田Jキッズステーション	最大10名(年齢よみ村)	(446) 0660	(446) 0662
私立戸田駅前さくら草保育園	最大10名(年齢よみ村)	(445) 3741	(445) 3745
私立桑の実戸田公園保育園	最大10名(年齢よみ村)	(446) 3200	(446) 3205
私立とだ虹保育園	最大10名(年齢よみ村)	(242) 5451	(242) 5450

◎ 対象児童…市内に居住している、集団保育が可能な満1歳以上小学校就学前の健康な児童で、次の要件に該当する児童(日中保育に欠ける児童)

非定型利用…○ 保護者の就労形態・職業訓練等により、原則として週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童。(勤務証明書等を提出してください)

緊急利用…○ 保護者の疾病、災害、事故、出産(産前6週・産後8週の間)、看護、介護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない事由により、1箇月を超えない範囲において、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童。ただし、定員が少ないため幼稚園、保育園、学校の行事への参加等の事由での利用は月1回を限度とします。(出産の場合は母子手帳等の写し・病気などで継続的に利用する場合は診断書等やその事由が確認できる書類等の写しを提出してください)

リフレッシュ…○ 保護者の育児疲れの解消等、私的理由やその他の事由により、月1回を限度として家庭保育が困難となる児童。

※ 利用限度の回数は、実施全園共通の適用となります。

◎ 利 用 料…1日につき **2,000 円** (半日の場合 1,000 円)

○ 半日は午前8時30分から午後12時30分、午後12時30分から午後5時のいずれか。

○ ご利用日当日、保育園でお支払ください。(生活保護世帯は無料。保育園に生活保護証明書を提出してください。)

◎ 利用日及び利用時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までの間で必要な時間。

(ただし、土曜日・日曜日・祝日・保育園の行事日・12月29日～1月3日は除きます。)

◎ 利用申し込み初日受付

申込希望日の属する月の前月5日から受付を開始致します。

利用する前日までに、保育園に直接お申し込みください。

受付時間(月～金 午前8時30分～午後5時)

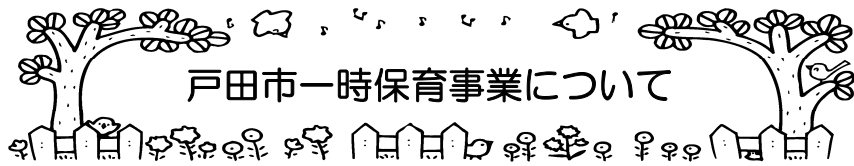
(お電話での予約は出来ませんが、空き状況の確認はお電話にてお受けしています。)

◎ 利用の変更・取消しについて

前日までに、申込予約保育園へ取消しの連絡をしてください。また、後日変更届・取消届を保育園に提出してください。

◎ お車での来園はご遠慮ください。

※ その他何かご不明な点がございましたら、各保育園へ直接お問い合わせください。



戸田市一時保育事業について

『週に2、3回だけの仕事がしたい…』

『親の介護が必要…』

『自分の病気で通院したい…』

『上の子の学校行事に参加したい…』

『ちょっとリフレッシュしたい…』など

そのような時に一時保育が利用できます。

一時保育は、市内に居住している方を対象にお子さんの保育が必要な時に一時的にお預かりする制度です。

◆対象となるのは？

満1歳以上小学校就学前の、健康で集団保育が可能なお子さん

◆利用できる日と時間は？

月曜日から金曜日（祝日・年末年始・保育園の行事を除く）

※こどもの国さくら草保育園のみ土曜日にも実施しています

一日利用：8時30分～17時00分

午前半日：8時30分～12時30分 午後半日：12時30分～17時00分

※午後半日は、昼食を済ませてからの利用となります。

◆いくらかかるの？

1人一日2,000円です。半日利用は1,000円になります。利用日当日保育園で先払いになります。また、3歳未満児は、保育料に給食費が含まれますが、3歳以上で給食を食べる場合は、主食費（ごはん代）として1回50円かかります。

利用理由	利用回数	条件
就労	平均週3回（月12回程度）	勤務証明書の提出（利用可能時間は、勤務時間＋通勤時間）
就学	平均週3回（月12回程度）	通学証明書の提出（利用可能時間は、授業時間＋通学時間）
職業訓練	平均週3回（月12回程度）	就学証明書の提出（利用可能時間は、受講時間＋通学時間）
仕事の面接や説明会、公共職業安定所の利用	平均週3回（月12回程度）	行ったことがわかる証明書の提出（利用可能時間は必要時間＋移動時間）
傷病	継続的に利用可	診断書等確認できる書類の写しの提出
災害、事故、看護・介護	1か月を超えない範囲においての利用は毎日可	証明書等の提出の必要はありませんが、申請書に理由を記入
出産	産前6週、産後8週の間毎日利用可	母子手帳の写しの提出
通院	必要時間のみ利用ならば回数は問わない	病院の領収書確認
人間ドック	必要時間のみ利用ならば回数は問わない	証明書等の確認
引っ越し	引っ越し日前後2日間利用可	
学校や幼稚園行事等参加	月1回	時間と場所のわかる書類の提示
裁判員、国・自治体の委員会等への参加	必要時間のみ利用ならば回数は問わない	裁判員呼出状または国・自治体の審議会・委員会等委嘱状の提示
冠婚葬祭	必要時間のみ利用ならば回数は問わない	証明書等の提出の必要はありませんが、申請書に理由を記入
リフレッシュ	月1回	実施園10か所共通で月1回

※多くの方にご利用いただけるように上記利用条件を設定しておりますが、定員に空きがある場合は柔軟（利用日の増加等）に対応させていただきますので、各保育園にご相談ください。